

# 公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年3月27日

広島県知事 横田 美香

## 1 業務内容

### (1) 業務名

地域づくり実践活動者等支援事業企画運営業務

### (2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### (4) 履行場所

広島市中区基町10番52号

広島県地域政策局地域力創造課（広島県庁南館2階）及び広島県内各地域

### (5) 事業予算額

8,610,831円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザルの参加資格の要件として、単独企業又はグループ企業体とし、単独企業による場合は(1)に、グループ企業体による場合は(2)に示す要件をすべて満たすものとする。

なお、複数の団体により構成されたグループ企業体で応募する場合は必ず代表団体を定め、応募は代表団体が行う。

### (1) 単独企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

ウ 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

エ 広島県内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する者又は県内に事業所等を有しないが、県の求めに応じて速やかに権限のある者を県庁へ来訪させることが可能な者であること。

オ 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

### (2) グループ企業体の場合

ア グループ企業体の全ての構成員が、上記(1)ア～オの要件を満たしていること。

イ グループ企業体の構成員が、単独又は他のグループ企業体の構成員として、本業務に参加していないこと。

### 3 公募型プロポーザル手続等

#### (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付期間及び入手方法

##### ア 交付期間

令和8年3月27日（金）から令和8年4月6日（月）正午まで

##### イ 入手方法

広島県ホームページからダウンロードすること。

#### (2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

##### イ 提出期限

令和7年4月6日（月） 午後4時（必着）

##### ウ 提出先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県地域政策局地域力創造課（広島県庁南館2階）

電話（082）513-2634（ダイヤルイン）

電子メール chisouzou@pref.hiroshima.lg.jp

##### エ 提出方法

電子メールによることとする。宛先は「6 問合せ先」のとおりとし、件名を「地域づくり実践活動者等支援事業企画運営業務公募型プロポーザル参加資格確認」とすること。

##### オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年4月6日（月）までに通知する。

#### (3) 提案書の提出期限及び提出方法

##### ア 提出期限

令和8年4月16日（木） 正午（必着）

##### イ 提出先

上記(2)ウの場所

##### ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。電子媒体は電子メールによる。ただし、持参、郵送等又は電子メールによる場合は、上記アの期限までに必着すること。

### 4 最優秀提案者の決定

#### (1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、地域づくり実践活動者等支援事業企画運営業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

なお、提案書が仕様書に定める条件を満たさない場合、プレゼンテーションとヒアリングによる審査を実施しない場合がある。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「地域づくり実践活動者等支援事業企画運営業務 企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和8年4月20日(月)までに、公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 公募型プロポーザルに基づく契約

本件業務に係る歳入歳出予算が議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、本件公募型プロポーザルに基づく契約は締結しない。

(6) 県の競争入札参加資格の認定

最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定手続きを行うものとする。ただし、すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。

(7) その他

公募型プロポーザル説明書による。

## 6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県地域政策局地域力創造課 (広島県庁南館 2 階)

電話 (082) 513 - 2634(ダイヤルイン)

(土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

電子メール chisouzou@pref.hiroshima.lg.jp